

第5期埼玉県地域福祉支援計画(案)に対する意見と県の考え方(県民コメント)

【反映状況】

- A: 意見を反映し案を修正した
- B: 案で対応済み
- C: 案の修正はしないが、実施段階で参考とする
- D: 意見を反映できなかった
- E: その他

意見No.	該当頁	御意見の内容	県の考え方	反映状況
1	第2章 地域福祉における埼玉県の状況			
	第8章 環境づくり 6 住宅確保配慮者に必要な住宅を確保するための環境づくり			
	26 126-128	<p>埼玉県が把握しているホームレス数は減少しているとのことだが、カウント数はどのようにしているのか。</p> <p>日中カウントしてもそこに日中いないホームレスもいる。またネットカフェ等に寝泊まりしている人もいる。したがって196人より多く家を失っている方がいると思われる。</p> <p>県営住宅、市営住宅の整備、入居のフォロー、民間賃貸住宅の入居支援等を強化すべきであり、それらを追加記載する。</p>	<p>「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」第2条に規定する「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者」として市町村が目視で調査し、平成29年1月時点で、196人の方がホームレスとなっております。</p> <p>また、ホームレスへの住宅確保については、「第8章 6 住宅確保要配慮者に必要な住宅を確保するための環境づくり」において、住宅確保要配慮者にホームレスが含まれているため、取組が含まれております。</p>	B
2	第5章 基盤づくり 2 市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター等の機能強化			
	第5章 基盤づくり 3 地域生活課題を受け止める人材の育成・支援			
	48-56	<p>社会福祉協議会が担う部分が多いようですが、専門性を生かすということでは、すべてが常勤職員とは限らず、高度な専門性を持っている人は限られるので、一部のみに大きな負担をかけることにならないか。それは社会福祉法人も同様です。</p> <p>また、〇〇コーディネーターなど名称が増えれば、その人を雇用する必要があります。</p> <p>新しい事業ができ、予算がついても、非常勤の人が担うケースもあります。非正規労働者を増やすことになっています。</p> <p>さらに、会議が増えて、より多忙になるのではないかと懸念されます。</p>	取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。	C
3	第5章 基盤づくり 2 市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター等の機能強化			
	第5章 基盤づくり 3 地域生活課題を受け止める人材の育成・支援			
	48-56	<p>専門性を持ったオールマイティな相談員や社会福祉協議会の職員など一部のみに高い負担がかかり、一人が何役も持つのではないかと思います。</p> <p>調整機能として行政の役割が書かれていますが、行政にも非常勤職員は増えています。</p>	取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。	C

第5期埼玉県地域福祉支援計画(案)に対する意見と県の考え方(県民コメント)

【反映状況】

A: 意見を反映し案を修正した

B: 案で対応済み

C: 案の修正はしないが、実施段階で参考とする

D: 意見を反映できなかった

E: その他

意見No.	該当頁	御意見の内容	県の考え方	反映状況
第5章 基盤づくり 5 市民後見・法人後見の推進				
4	62-64	行政が一般市民後見人の育成を計画的に実施しているところもあり(さいたま市もその一つ)本制度の担い手の育成として適切な施策であり積極的に実施すべきである。法人の後見人等の活動も期待できるので育成していくことである。	御意見の趣旨は、「第5章 基盤づくり 5 市民後見・法人後見の推進」の中に含まれています。	B
第5章 基盤づくり 5 市民後見・法人後見の推進				
5	62-64	また、後見人等に対して一定の要件を定めて助成策を講じて後見等制度利用の利用促進を図ることを検討してほしい。	御意見の趣旨は、「第5章 基盤づくり 5 市民後見・法人後見の推進」の中に含まれています。	B
第5章 基盤づくり 5 市民後見・法人後見の推進				
6	62-64	権利擁護、成年後見制度を県民が身近な地域で相談できるセンターの整備の推進、強化を図ることである。	御意見の趣旨は、「第5章 基盤づくり 5 市民後見・法人後見の推進」の中に含まれています。	B
第5章 基盤づくり 5 市民後見・法人後見の推進				
7	62-64	なお、後見等事務の不正が発覚していることから後見人等のモラル向上が求められている現状であり、市民後見等育成に当たり、より一層人物及び法令遵守面に力を入れる必要がある。	取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。	C

第5期埼玉県地域福祉支援計画(案)に対する意見と県の考え方(県民コメント)

【反映状況】

A: 意見を反映し案を修正した

B: 案で対応済み

C: 案の修正はしないが、実施段階で参考とする

D: 意見を反映できなかった

E: その他

意見No.	該当頁	御意見の内容	県の考え方	反映状況
第6章 地域づくり 1 地域福祉の場・拠点づくりの促進				
8	67	「子ども食堂」や「カフェ」など善意で取り組んできたものもあります。「障害者がつくったパンやクッキーなどを提供する就労支援施設に併設されているカフェ」は事業の一環です。 拡大や他の価値を持ち込むことが可能なかどうか検討が必要だと思います。	取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。	C
第6章 地域づくり 1 地域福祉の場・拠点づくりの促進				
9	69 6つ目の ○ 70 1つ目の ○	若年性認知症や高次脳機能障害への支援について、縦割りの組織での支援ではなく、「地域包括ケア課」と「障害者福祉推進課」が連携して、介護保険サービスと障害者福祉サービスで途切れることが支援をしていくよう計画に記していただけると嬉しいです。 認知症と高次脳機能障害がきちんと区別できるものではないとの実態があると思います。	取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。	C
第6章 地域づくり 2 社会的孤立(生活困難者)対策への取組の推進				
10	75 4つ目の ○	無料低額宿泊所に入所している方々が自立できるように、入居支援を行ったり、行政サービスにつなげるなど調査よりもまず当事者に聞くことが先である。	取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。	C

第5期埼玉県地域福祉支援計画(案)に対する意見と県の考え方(県民コメント)

【反映状況】

A: 意見を反映し案を修正した

B: 案で対応済み

C: 案の修正はしないが、実施段階で参考とする

D: 意見を反映できなかった

E: その他

意見No.	該当頁	御意見の内容	県の考え方	反映状況
第7章 担い手づくり 1 住民が地域福祉の課題を学び、考える機会(福祉教育・学習)の充実				
11	85	寄附は主要な財源にはならないと思います。 給与が抑えられている中、寄附が集まりにくい状況にあります。 良い「文化」として、根付くことになればよいですが、行政による財源の保障は必須です。	御意見を参考とさせていただきます。	E
第7章 担い手づくり 1 住民が地域福祉の課題を学び、考える機会(福祉教育・学習)の充実				
12	85～89	福祉教育のほか、今後増加が見込まれる認知症に対する知識の普及や、高齢者や障害者がどんな困難さを持っているかについての正確な知識の普及なども必要ではないかと思う。 また、病気特に感染症に関する知識や病気を理由に差別が起きてはならないことなどの教育も必要だと思う。 さらに、ボランティアの教育や育成を幼少の頃から行う取り組みを計画の中に盛り込んでほしい。	御意見の趣旨は、「第7章 担い手づくり 1 住民が地域福祉の課題を学び、考える機会(福祉教育・学習)の充実」の中で取り組んでまいります。	B
第7章 担い手づくり 1 住民が地域福祉の課題を学び、考える機会(福祉教育・学習)の充実				
13	85～89	地域福祉に関する現状や課題を広く市民に周知して、「住民一人ひとりが自分でできることを一つでも二つでも地域の中で実践しましょう」と分かりやすい言葉で呼び掛ける施策を期待する。	御意見の趣旨は、「第7章 担い手づくり 1 住民が地域福祉の課題を学び、考える機会(福祉教育・学習)の充実」の中で取り組んでまいります。	B

第5期埼玉県地域福祉支援計画(案)に対する意見と県の考え方(県民コメント)

【反映状況】

- A: 意見を反映し案を修正した
- B: 案で対応済み
- C: 案の修正はしないが、実施段階で参考とする
- D: 意見を反映できなかった
- E: その他

意見No.	該当頁	御意見の内容	県の考え方	反映状況
第7章 担い手づくり 1 住民が地域福祉の課題を学び、考える機会(福祉教育・学習)の充実				
14	87	<p>「特別支援学校」の記述がありました。しっかりした基礎学力を身に付けることが重要です。「できないことができるようになった」「周りの人とコミュニケーションが取れるようになった」「からだづくりで体力が付いた」などを基礎として、様々な活動に広がりができるので、発達段階を無視していくようになれば、人の立場に立つ段階には進まないのではないのでしょうか。この項が唐突な感じがします。</p> <p>一般校を含め、今の社会の現状を伝え、若い力をどう生かすか、互いに学びあい、今何かができるのか、議論することができれば良いのではないのでしょうか。</p>	取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。	C
第7章 担い手づくり 2 NPO・ボランティア団体、自治会の地域活動への支援				
15	92 7つ目の ○	<p>最近近隣のあちらこちらに不審者を見かけたらすぐ通報とステッカーが貼ってあるのが見受けられる。</p> <p>障害のあるひと地域に暮らしてあり、障害のあるひとを不審者扱いして通報されたら障害のあるひとが安心して暮らせない。</p> <p>障害のあるひと地域で安心して暮らせる地域となるよう行政は地域に対して協力を求めていくべきである。</p>	取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。	C
第7章 担い手づくり 3 地域福祉を担う住民の育成の拡充				
16	94-96	<p>地域住民ボランティアの方の積極的な関わりには敬意を表しますが、長時間労働やダブルワーク、家での介護をせざるを得ない、高齢であっても年金が低く働かざるを得ない現状の中で、参加する人が一部になってしまい、本当に人が集まるのか未知数の部分があります。</p> <p>また、ボランティアの人にどれだけ、どの範囲のことができるのか、どこまでしてよいのかは不明確です。</p>	御意見を参考に、関係機関と連携しながら取組を行ってまいります。	C

第5期埼玉県地域福祉支援計画(案)に対する意見と県の考え方(県民コメント)

【反映状況】

- A: 意見を反映し案を修正した
- B: 案で対応済み
- C: 案の修正はしないが、実施段階で参考とする
- D: 意見を反映できなかった
- E: その他

意見No.	該当頁	御意見の内容	県の考え方	反映状況
第7章 担い手づくり 4 介護、保育等サービス人材の確保等				
17	97-101	人材確保は、困難な課題と思われます。「介護サービス事業所や保育所が地域住民との交流や話し合いの場を設けること、また施設の利用者やその家族・保護者が主体的に運営に関わる」やPRなど大切な視点と思われますが、根本的には、介護職員の処遇改善ではないでしょうか。	御意見の趣旨は、「第7章 担い手づくり 4 介護、保育等サービス人材の確保等」の、県の主な取組・支援のうち、「他職種との給与格差を解消するため、介護職員の処遇改善について、引き続き国に対し強く要望していきます。」に位置付けております。	B
第7章 担い手づくり 5 社会福祉法人、企業、大学等の社会貢献活動との連携強化				
18	102	「社会福祉法人は、日常生活又は社会生活上の支援を必要とされる方に、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することになりました。」と規定されていますが、期待が大きければ、どれだけ応えられるか疑問です。	社会福祉法人が期待に応えられるよう、関係機関と連携しながら取組を進めていきます。	C
第8章 環境づくり 1 生活困窮者対策の推進				
19	110	生活保護世帯や非正規労働者の増加に伴う生活困窮の問題は、企業があまりにも営利優先主義になり、労働者に対するあり方が昔に比べ、軽んじられているためと思料される。 その対策として企業を指導監督する立場にあるものを事業推進担当者に加えること。	取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。	C
第8章 環境づくり 2 子供の貧困に対する取組の強化				
20	112 1つ目の ○	母子世帯の所得は年間270.3万円で間違いなのか。手当は所得ではないと思う。	国民生活基礎調査から引用したデータです。	E

第5期埼玉県地域福祉支援計画(案)に対する意見と県の考え方(県民コメント)

【反映状況】

A: 意見を反映し案を修正した

B: 案で対応済み

C: 案の修正はしないが、実施段階で参考とする

D: 意見を反映できなかった

E: その他

意見No.	該当頁	御意見の内容	県の考え方	反映状況
第8章 環境づくり 2 子供の貧困に対する取組の強化				
21	112 1つ目の ○	270. 3万円より少ない家庭、多い家庭があるので「平均」を入れるべきである。	御意見を踏まえ修正しました。	A
第8章 環境づくり 2 子供の貧困に対する取組の強化				
22	112	母子家庭の8割は就労しているのにも関わらず貧困から脱却できていない。就労支援や返済が困難又は不可能な母子福祉資金の貸付では相対的貧困の解消になっていない。 解消には給付が必要である。東京都のような母子家庭に対し児童育成手当を給付できないのか。	東京都のような児童育成手当の支給は難しいものと考えますが、様々な施策を通じて母子家庭を支援してまいります。	D
第8章 環境づくり 2 子供の貧困に対する取組の強化				
23	112 2つ目の ○	子ども食堂の利用者は貧困母子家庭ではなく、無料又は低額でバランスが取れると貧困ではない家庭の親子や高齢者の利用が多いと聞く。単に子ども食堂を支援していくのではなく、子ども食堂を本来必要としている家庭の親子が利用している団体を支援すべきである。 以上を踏まえ「子ども食堂を真に必要としている親子のために活動している団体を支援していく必要があります。」に訂正する。	子ども食堂は、高齢者や地域の方など、多様な方が関わることも重要な視点であることから、原案のとおりとします。	D

第5期埼玉県地域福祉支援計画(案)に対する意見と県の考え方(県民コメント)

【反映状況】

A: 意見を反映し案を修正した

B: 案で対応済み

C: 案の修正はしないが、実施段階で参考とする

D: 意見を反映できなかった

E: その他

意見No.	該当頁	御意見の内容	県の考え方	反映状況
第8章 環境づくり 2 子供の貧困に対する取組の強化				
24	114 1つ目の ○ (110)	生活困窮世帯及び生活保護の中学生・高校生に対し、将来の自立に向けて高校進学・高校中退防止を具体的にどのように支援していくのか明記すべき。	御意見を踏まえ修正しました。	A
第8章 環境づくり 2 子供の貧困に対する取組の強化				
25	114 3つ目の ○	経済的事情から学校以外での体験活動を十分に行うことができない児童生徒への体験活動は具体的にどのような活動があるのか。費用負担はどうかを明記すべき。	県立げんきプラザにおいて、カヌー体験や溪流釣り等の体験活動を実施しています。 費用については、できるだけ負担のないよう努めてまいります。	C
第8章 環境づくり 2 子供の貧困に対する取組の強化				
26	114 6つ目の ○	母子福祉資金の貸付は返済が困難及び不可能なことから、給付型の母子福祉資金を設定すべきである。	給付型の母子福祉資金の設定は難しいものと考えますが、様々な施策を通じて母子家庭を支援してまいります。	D
第8章 環境づくり 2 子供の貧困に対する取組の強化				
27	114 7つ目の ○	子ども食堂の県の主な取組・支援について、「貧困母子家庭に対して食事を無料で提供している子ども食堂に携わる～推進します。」と追加する。	子ども食堂は、貧困母子家庭だけではなく、多様な方が関わることも重要な視点であることから、原案のとおりとします。	D

第5期埼玉県地域福祉支援計画(案)に対する意見と県の考え方(県民コメント)

【反映状況】

A: 意見を反映し案を修正した

B: 案で対応済み

C: 案の修正はしないが、実施段階で参考とする

D: 意見を反映できなかった

E: その他

意見No.	該当頁	御意見の内容	県の考え方	反映状況
第8章 環境づくり 4 誰にも優しいまちづくりの推進				
28	120 2つ目の ○	発達障害者の中にも情報にアクセスすることが困難な方もいることから、発達障害者も位置付けてほしい。	御意見を踏まえ修正しました。	A
第8章 環境づくり 4 誰にも優しいまちづくりの推進				
29	120 3つ目の ○	ハードは急速に整備されてきているが、ソフトはそのまま、むしろ後退している。公共交通機関事業者はソフト面も配慮されてきているが、医療従事者の差別は根強い。県として組織横断的な心のバリアフリーの推進をしていくことを明確に記載すべき。	取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。	C
第8章 環境づくり 4 誰にも優しいまちづくりの推進				
30	122 2つ目の ○	介護すまいる館で、福祉用具等の利用支援やユニバーサルデザインの普及、誰もが安心して快適に過ごせる生活環境づくりの支援を行います、とあります。 近年、寒い冬場の入浴時にヒートショックによる死亡事故が増加しており、ヒートショック対策として、暖房設備の設置を推進していただきますようお願いいたします。 県が目指す高齢者の健康長寿を実現するには、設備による「温度のバリアフリー化(温熱環境改善)」は大変有効であると考えます。 また、入浴に関しては介護する側の負担も大きく、「低温ミストサウナ」を設置することで、介護者の負担も軽減できます。	取組を実施するに当たり御意見を参考とさせていただきます。	C

第5期埼玉県地域福祉支援計画(案)に対する意見と県の考え方(県民コメント)

【反映状況】

- A: 意見を反映し案を修正した
- B: 案で対応済み
- C: 案の修正はしないが、実施段階で参考とする
- D: 意見を反映できなかった
- E: その他

意見No.	該当頁	御意見の内容	県の考え方	反映状況
第8章 環境づくり 6 住宅確保配慮者に必要な住宅を確保するための環境づくり				
31	127 5つ目の ○	「県の主な取組・支援」では官・民で連携し、要援護高齢者等支援ネットワークを充実させ、高齢者等の見守り体制の整備を支援するとあることに賛同します。 当社ではご家族みなさまの安心をサポートするサービスを提供しています。	御賛同いただいた意見をもとに、取組を推進するとともに、御意見を踏まえ追加記載をしました。	A
第9章 計画の推進・市町村への支援 2 計画の進捗管理				
32	133	計画にはplan、do、seeのサイクルが求められるが、評価をどのように行うのかわからない。評価協議会などを組織し、県民に公開した形(傍聴可)で、進捗状況の点検及び評価を最低年に1回程度は行うべき。	御意見の趣旨は、「第9章 計画の推進・市町村への支援 2 計画の進捗管理」の中で取組が含まれており、埼玉県地域福祉推進委員会を年2～3回開催し、公開で実施しています。	B
その他				
33	全体	他のパブリックコメントを実施している計画と比較すると、書体が小さく、言葉の注釈が無い。県全体で表現を統一したほうが、読みやすい。	他の計画と比較し当計画の書体は小さいとは言えず、言葉の注釈もありますので、原案のとおりとします。	D
その他				
34	全体	少子高齢化、子供の貧困、発達障害の急増など、社会福祉の抱える課題が大きくなっている。それをどう解決するか議論が必要です。本当に財源がないのか。OECDの各国と比較し障害者福祉予算は低いです。「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が十分な議論なく成立してしまいました。 形だけが先行することがいいのか、まず意見として述べたいと思います。	御意見を参考とさせていただきます。	E